

コード	103020110
記入日	H25.3.31

課コード	118
課名	土木課
課長名	石司 貴英
担当者	山川 吉郎

事業評価表【事後評価】

作成年度	平成 25 年度
------	----------

評価対象事業名称	町道宮田3・7号線改良事業
----------	---------------

事業種類	単年度事業
事業期間	平成 24 年度 ~ 平成 24 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	1	政策名称	にぎわいを創る地域交流の促進	款コード	8
施策コード	103	施策名称	しまを支える交通基盤づくり	項コード	2
基本事業コード	10302	基本事業名称	安全で快適な道路整備	目コード	3
事務事業コード	1030201	事務事業名称	単独事業費（道路）	細目コード	418
関連計画	新上五島町振興計画		法令・条例規則等		

計画 (PLAN)

※単年度事業及び単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象：誰、何を対象にしているのか		対象指標：対象の大きさを表す指標				
(対象1)	新上五島町が管理する道路の利用者	(対象指標1)	地区住民 390人			
(対象2)		(対象指標2)				
事業の概要：具体的なやり方、手順、詳細を記入		活動指標：事務事業の活動量を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）				
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
*****	・平成24年度実績 →改良延長 L=27.0m →幅員 W=2.70~4.00m →事業費 C=3,554千円 →土工 L=59.0m ³ →擁壁工 L=38.0m →舗装工 A=91.0m ²	① 改良延長 (達成率分析)	27.0m	100%	実績改良延長 ÷ 計画改良延長	***** 平成24年度
		② (達成率分析)				
目的：何をしたいのか		成果指標：目的の達成度を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）				
	・本路線は奈良尾地区内の町道であるが、幅員が狭く緊急車輛等の通行が困難な状況である。本路線を改良することにより、交通の安全確保及び利便性の向上を図る。	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
		① 安全確保、利便性の向上 (達成率分析)	-	-	-	***** 平成25年度以降
		② (達成率分析)				

実施 (DO)

※単年度事業及び単年度繰返事業については、評価実績年度及び全体計画欄のみ記載する。

	単位	全体計画 H 24 ~ H 24		23年度以前	24年度	
		計画	実績	実績	計画	実績
活動指標	① m	20	27		20	27
	②					
成果指標	①					
	②					
総事業費 C (A+B)	千円	5,700	4,253		5,700	4,253
直接事業費 A	千円	5,000	3,553		5,000	3,553
人件費 B	千円	700	700		700	700
内 従事職員数	人	0.1	0.1		0.1	0.1
訳 人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
C 国補助金	千円					
の 県補助金	千円					
財 起 債	千円	4,700	3,400		4,700	3,400
源 其 他	千円					
内 一般財源	千円	1,000	853		1,000	853
訳						

評価 (CHECK)

※理由の欄は必ず記載すること。

1 次 評 価	妥 当 性	・時代情勢、社会環境の変化及び住民のニーズを考慮しても、事業を行う必要がありましたか。	● はい いいえ	理 由	道路管理者である町が行うべきものである。
	有 効 性	・事業の目的は達成されましたか。	● はい いいえ	理 由	計画どおり達成された。
	有 効 性	・より少ない費用や業務量で事業や活動が効率的に実施できましたか。	● はい いいえ	理 由	最小の経費で最大の効果を得る設計で実施した。

改善 (ACTION)

1 次 評 価	○今後の関連事業に対する改善点 (事業方法の検証・事業の成果等の検証を踏まえて、今後の関連事業等に対する改善点)	
	特になし。	
1 次 評 価	○目的が達成されていない場合の課題と改善策 (目的が達成されていない場合、また、課題が継続している場合の改善策)	
	目的は達成された。	
2 次 評 価	道路環境整備は、地域住民の安全・安心を確保するものであり、今後も地域の意見を把握しながら、また道路管理者の責任を果たすものとして、計画的な道路整備を進めること。	

3次評価 住民等の意見	
町の対応	

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。